

# 第3次神川町総合計画策定支援業務委託仕様書

## 1. 業務名

第3次神川町総合計画策定支援業務委託

## 2. 業務の目的

本業務は、「第2次神川町総合計画」が令和9年度をもって計画期間が終了することを受けて、令和10年度から令和19年度の10年間を計画期間とした「第3次神川町総合計画」を策定することを目的とする。

また、策定に当たっては、本町の人口動向を整理し2060（令和42）年までの長期的な人口展望を描いた「人口ビジョン」と共に策定する。

## 3. 業務の概要

### (1) 町の現況把握及び構造の分析

既存地域資料（各種計画書等）を収集・分析するとともに、現況基礎データを収集・整理し、計画策定の基礎とする。

### (2) 住民アンケート調査の実施と報告書の作成

総合計画等策定のための基礎調査として、アンケート調査（Webアンケート含む）を実施する。回収されたアンケートの回答は、入力・集計を経て報告書としてとりまとめ、総合計画等への反映を行う。

- ・対象者及び票数

一般住民：2,000票（回収率見込み：40.0%）

- ・アンケート調査における作業分担

発注者	受託者
実施方針の確定	調査票案の作成と補修正
調査票案の検討と確定	調査票印刷及び発送・回収用封筒の印刷
対象者の抽出及び宛名ラベル作成	封入・封緘及び宛名ラベル貼付作業
回収アンケートの開封・管理	アンケート配布・回収経費負担
アンケート結果報告書案の検討	回収アンケートの入力
	自由記述回答部分の整理
	単純集計・クロス集計
	調査結果の分析
	アンケート結果報告書案の作成と補修正

### (3) 現行計画の進捗状況の確認

現行計画の施策ごとに達成度を評価するために、各課に向けたシート調査を実施する。シートのフォームの提案や調査結果のとりまとめ等を行うとともに、計画への反映を行う。

### (4) 第3次神川町総合計画及び神川町人口ビジョンの策定

基礎調査の結果等をもとに計画素案を策定し、事務局との打合せや総合計画審議会

等での協議・調整を踏まえて補修正する。

#### (5) パブリック・コメントの実施支援

第3次神川町総合計画等の庁内案がほぼ確定した段階で行うパブリック・コメントに際し、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映などを行う。

#### (6) 総合計画審議会等の運営支援

総合計画審議会及び、庁内会議等（全10回程度）について、オブザーバーとして参加するとともに、運営支援（資料原案・議事要旨の作成）を行う。

【令和8年度実施予定回数】 5回程度

【令和9年度実施予定回数】 5回程度

### 4. 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と発注者は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、受託者は月1回以上の頻度で発注者を訪問し、本業務の進捗状況の報告その他必要な打合せを行うものとする。

### 5. 成果品

【令和8年度】

(1) アンケート結果報告書 データ納品

【令和9年度】

(1) 第3次神川町総合計画：100部

(表紙本文デザインありフルカラー、120ページ程度)

(2) 第3次神川町総合計画概要版：6,000部

(表紙本文デザインありフルカラー、8ページ程度)

(3) 神川町人口ビジョン データ納品

### 6. 納入場所

本業務の納入場所は神川町とする。

### 7. 著作権の帰属

本業務で作成された計画書等のデータの著作権については発注者に帰属するものとする。

### 8. その他

(1) 受注者は、神川町個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(2) 受注者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合

は、本町と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。

- (3) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い決定すること。